

組合綱領・規約

ウオロク労働組合

目 次

第1章 総則

第2章 目的と事業

第3章 組合員の権利、義務

第4章 機関

第1節 大会

第2節 中央委員会

第3節 執行委員会

第5章 役員

第6章 支部

第7章 書記局

第8章 会計

第9章 賞罰

第10章 付則

ウオロク労働組合 組合規約

綱 領

- 1 我々は健全強固なる自主組織を確立し、労働生活諸条件の向上と共同福利の増進を期す。
- 1 我々は技術の錬磨、品性の陶冶、職見の啓発に努め、人格の向上と完成を期す。
- 1 我々は労働の社会的意義を昂揚し、組合民主主義、政治民主主義、国際民主主義の徹底を図り、人間性の尊重と産業の発展を期す。

第1章 総 則

第1条（名称）

この組合はウオロク労働組合（以下単に組合という）という。

第2条（事務所の所在地）

この組合の事務所は、新潟市中央区鏡2丁目14-13に置く。

第3条（組合構成）

この組合は、株式会社ウオロクホールディングスならびに株式会社ウオロクに働く従業員で組織する。但し、次ぎの者は組合員となることができない。

- 1 労働組合法により組合員となれないもの
- 2 組合、会社が合意したもの
部長、室長、次長、課長、店長職の役職にあるもの
経営企画部、内部監査室、人事部、財務部、システム開発部、開発部、
総務部総務課役員秘書、準社員、契約社員、シニアF社員、シニアP社員、
アルバイト、試用期間中の従業員

第4条（上部団体）

この組合は、独立した自主的な組合として活動し、運営上必要な知識、情報、指導を得るため、UAゼンセン（正式名称 全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟）に加盟する。

第2章 目的と事業

第5条（目的）

組合の目的は、次のとおりとする。

- 1 組合の綱領、運動の基本および決議の実現をはかること。
- 2 組織の強化と拡大につとめ、組合員の労働条件を改善し、雇用の安定と権利を守ること。
- 3 労使関係の民主化を促進し、組合員の経済的、社会的地位の向上をはかり、民主

的労働運動の健全な発展を期すること。

第6条（事業）

この組合は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 労働協約の締結及び改廃。
- 2 労働条件の改善向上をはかること。
- 3 労使協議制を通じて経営民主化をはかること。
- 4 福利厚生並びに相互扶助に関すること。
- 5 教養と文化に関すること。
- 6 同一目的を有する他団体との協力提携に関すること。
- 7 組合業務に必要な調査ならびに研究を行うこと。
- 8 その他目的達成のため必要なこと。

第7条（事業の種類）

第6条4の事業としてウオロク労働組合共済会を設置する。また、別に定めるウオロク労働組合 共済規約に則り、会を運営する

第3章 組合員の権利、義務

第8条（資格の取得）

組合員の資格は、試用期間が過ぎて正規に雇用契約が結ばれたときより始まる。

第9条（平等の原理）

組合員は全て平等な権利を有し、いかなる場合に於いても人種、宗教、性別、信条、門地又は身分によって組合員としての資格を奪われることはない。

第10条（組合員の権利）

組合員は次の権利を有する。

- 1 組合の行事に参加して利益を受けること。
- 2 役員その他あらゆる組合代表者の選挙権、被選挙権を有すること。
- 3 定められた会合に出席して発言し議決に加わること。
- 4 各機関と役員 of 行動について報告を求め、自由に意見を表明すること。
- 5 役員が任務を怠ったり又は組合の利益に反する言動があったときは正当な方法によりこれを批判し、又は解任すること。
- 6 組合の会計帳簿を閲覧すること。

第11条（組合員の義務）

組合員は次の義務を負う。

- 1 綱領、規約を守り、機関の決定に従うこと。
- 2 定められた組合費を納入すること。
- 3 定められた会議並びに行事に出席すること。

4 役員に選ばれたときには正統な理由無くして就任を拒否することはできない。

第12条 (資格の喪失)

組合員は各号によりその資格を失う。

- 1 第3条の規定により組合員としての身分を喪失したとき。
- 2 組合を除名されたとき。

第13条 (組合の統制)

組合員は組合の機関の決定による統制に服さなければならない。

第4章 機 関

第14条 (機関の種類)

この組合に次の機関を置く。

- 1 大会
- 2 中央委員会
- 3 執行委員会

第15条 (機関の成立および表決)

各機関は決議権を有する構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、決議は特にさだめるものを除き出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決める。

第16条 (会議の運営)

会議の運営は、別に定める議事運営規定による。

第1節 大 会

第17条 (大会)

- 1 大会は組合の最高議決機関であって各支部（本部並びに営業店）単位にその構成組合員の直接無記名投票により選出された代議員並びに役員をもって構成する。但し、役員には表決権はない。尚、代議員の選出基準は各支部単位に10名まで2名とし、30名を増す毎に1名を加算する。
- 2 大会は定期大会と臨時大会とする。
- 3 定期大会は毎年1回執行委員長が召集し、臨時大会は中央委員会及び執行委員会の議決により必要と認めるとき、若しくは第18条により請求されたとき執行委員長がこれを召集する。但し、第18条による請求があったときは、40日以内にこれを召集しなければならない。
- 4 大会には議長1名、副議長1名を置く。議長、副議長は大会において代議員中より選出する。

第18条 (組合員の大会招集権)

組合員は全組合員の1/3以上の同意を得たときは執行委員長に対して大会の召集を請求することができる。但し、組合員の同意を得るときはその目的を説明しなければならない。

第19条 (大会付議事項)

次の事項は大会付議事項とする。

- 1 活動報告
- 2 会計報告
- 3 活動方針
- 4 歳入歳出予算
- 5 役員を選出
- 6 上部団体への加入または脱退
- 7 組合の合併または解散
- 8 争議行為の決定
- 9 綱領、規約に関する事項
- 10 組合員の構成
- 11 その他必要な事項

第20条 (表決の特別規定)

- 1 次の議事については、大会構成員の3分の2以上の賛成によって決する。
 - (1) 綱領、規約の改正(第19条 9)
 - (2) 上部団体への加盟または脱退(第19条 6)
 - (3) 組合員の除名に関して(第19条 11)
- 2 組合の合併または解散(第19条 7)の議事については、大会構成全代議員の4分の3以上の賛成によって決する。

第21条 (表決の方法の特別規定)

- 1 次の議事については、直接無記名投票による表決で行わなければならない。
 - (1) 綱領、規約の改正(第19条 9)
 - (2) 役員を選出(第19条 5)
 - (3) 上部団体への加盟または脱退(第19条 6)
 - (4) 役員の解任に関して(第19条 11)
 - (5) 組合員の除名に関して(第19条 11)
 - (6) 組合の合併または解散(第19条 7)
- 2 争議行為の決定(第19条 8)について表決後に、同盟罷業権を確立し行使しようとするときは、組合員の直接無記名投票により過半数の賛成を得なければならない。

第22条 (役員解職権)

- 1 組合員は役員について不正な点があると認めるとき又は役員として不適任で組合業務に著しく障害を与えていると認められるとき、全組合員の1/3以上の同意を得て大会に対して任期中の役員解職を請求することができる
- 2 役員解職請求の同意を得ようとするときはその解職すべき事由を明示してこれを行わなければならない。
- 3 役員が大会において解職されるときは一身上の弁明をする機会を与えなければならない。
- 4 役員は大会において議決権のある大会構成員の2/3以上の不信任を受けたときは任期中であってもその職を失う。

第2節 中央委員会

第23条 (中央委員会)

- 1 中央委員会は大会に次ぐ決議機関であって、役員並びに中央委員を以て構成する。
- 2 中央委員会は大会で決定された区分に基づいて、各支部（本社並びに事業所及び営業店）単位にその構成組合員の直接無記名投票により選出し、任期は1年とする。
- 3 中央委員会は、原則として年1回執行委員長が召集する。但し、執行委員会が必要と認めるとき、または中央委員の1/3以上が請求したときはその都度執行委員長が召集する。
- 4 中央委員会に議長、副議長を置く。議長、副議長は、中央委員中より中央委員会において選出する。
- 5 中央委員の選出基準は、各支部単位毎に組合員20名まで1名とし、30名増すごとに1名を加算する。

第24条 (中央委員会の付議事項)

中央委員会の付議事項は次の通りとする。

- 1 大会から委任された事項
- 2 執行委員からの報告及び提出議案
- 3 中央委員から提出された議案
- 4 労働協約実施に伴う問題及び苦情処理
- 5 その他必要な事項

第3節 執行委員会

第25条 (執行委員会の権限と構成および開催)

執行委員会は組合の執行機関であって、会計監査を除く役員をもって構成し、執行委員長が随時これを招集する。

第26条 (執行委員会の任務)

執行委員会の任務は次のとおりとする。

- 1 大会および中央委員会の決定事項を執行し、大会および中央委員会に対して責任を負う。
- 2 組合活動に関する企画と立案。
- 3 大会および中央委員会に提出する議案の作成ならびに決定。
- 4 上部団体の決定事項の推進と執行。
- 5 緊急事項ならびに日常業務の処理。
- 6 執行委員会は各支部に対し、毎月、その活動および主要な事項ならびに機関の決定を報告しなければならない。

第5章 役員

第27条 (役員の種類)

この組合は次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| 1 執行委員長 | 1名 |
| 2 副委員長 | 若干名 |
| 3 書記長 | 1名 |
| 4 副書記長 | 1名 |
| 5 会計 | 1名 |
| 6 執行委員 | 若干名 |
| 7 会計監査 | 2名 |

第28条 (役員の職務)

役員は次の職責をもつ。

- 1 執行委員長は組合を統括し、これを代表する。
- 2 執行委員長は執行委員会議を経て専門部長を任命する。
- 3 副委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長事故ある時はこれを代理する。
- 4 書記長は執行委員長の命により組合業務を掌理する。
- 5 副書記長は書記長を補佐し、書記長事故ある時はこれを代理する。
- 6 会計は会計業務を掌理する。
- 7 執行委員はそれぞれ専門部を担当し、組合の業務を分担執行する。
- 8 会計監査は会計業務を監査する。

第29条 (役員の任期)

- 1 役員の任期は定期大会より2年間とする。但し、再選を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じたときは補充することができる。補充した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 支部

第30条 (支部の構成)

- 1 支部は次の機構をもつ

- (1) 支部全員集会
- (2) 支部委員会（人数の多い支部で必要により設置する）
- 2 支部の各級会合は次のように開催する。
 - (1) 支部全員集会は支部長が召集し、本部役員出席のもと、全組合員に周知すべき用件が発生した都度随時集会を開催する。
 - (2) 支部委員会は支部長が召集し、必要により開催する。
- 3 支部全員集会付議事項は次の各号にさだめるものとする。
 - (1) 大会に関する事項
 - (2) 支部活動に関する事項
 - (3) 中央委員選出に関する事項
 - (4) その他必要な事項

第31条（支部の運営）

- 1 支部の業務は本部書記長が統括する。
- 2 支部に支部長1名、副支部長は支部構成員20名につき1名、以後50名につき1名を置くことができる。ただし、支部の構成員が20名以下の場合は支部長のみとする。（具体的区分と支部役員の選出については執行委員会で決定する。）
- 3 支部に支部委員会を置き、日常の支部業務の推進にあたる。尚、支部委員会の設置と委員選出については執行委員会で決定する。

第32条（支部役員の職務）

- 1 支部長は本部書記長の命により支部の業務を握理する。
- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときこれを代理する。
- 3 また副支部長は円滑な支部の活動を期するため支部委員会運営に必要な業務を行う。

第33条（支部長の権限）

支部長は支部の業務執行について次の各号に定める権限を有する。

- (1) 支部の管轄する組合員を以て構成する支部全員集会及び支部委員会を招集して会議を行い組合の目的を推進する。
- (2) 支部が管轄する組合員の意見を聞き、必要と認める場合、本部書記長に具申する。
- (3) その他書記長より示達された支部の業務を行う。

第34条（支部役員、委員の任期）

執行部役員の任期に準ずる。

第35条（執行部役員と支部役員の兼務）

原則として執行部役員が支部役員を兼務することはできない。

第7章 書記局

第36条 (構成)

- 1 組合はその業務を処理するため事務所の所在地に書記局を置く。
- 2 書記局は執行委員長の統括のもとにおいて書記長が主催する。
- 3 書記局に専従の役員及び職員を雇い入れることができる。
- 4 専従の役員および職員は執行委員長が任命する。
- 5 専従役員の服務については、別に定める専従者服務規程による。
- 6 書記局において下記の業務を処理する。
 - (1) 各議決機関の議事並びに各書類の作成保管
 - (2) 組合員名簿の作成及び保管
 - (3) 組合の日常業務の処理
 - (4) 各専門部との連絡及び活動記録の保管
 - (5) 組合財産の管理
 - (6) その他必要なる事項

第37条 (専門部)

- 1 執行部に次の専門部を置くことができる。
 - (1) 組織調査部 組織の強化充実のため、オルグ、対話活動、労組法に基づく組合規約や諸規約の研究強化対策と職場の実態調査及び組合活動に必要な資料、情報の收拾。
 - (2) 教育宣伝部 組合ニュースの発行、組合員の教育文化の向上のため、学習会研修会、サークル活動を実施し、意識の向上をはかる。
 - (3) 福利厚生部 職場の福利厚生面の改善、労金活動、相互扶助等による快適な職場づくり
 - (4) 青年婦人部 組合員の親睦、交流、レクリエーション、他労組との交流連携で意志の疎通を図る。
- 2 専門部には部長1名を置く。但し、必要により副部長及び部員を置くことができる。
- 3 専門部部長、副部長及び部員は執行委員会の義を経て、執行委員長がこれを任命する。但し、部長は執行委員より選出しなければならない。
- 4 専門部長は副部長及び部員を指揮し担当、専門部の業務を行う。
- 5 専門部の事務処理は全て書記局においてこれを行う。

第8章 会 計

第38条 (会計)

会計は次の一般会計と特別会計とする。

- 1 組合の会計は一般会計と特別会計とする。
- 2 特別会計は罷業資金その他組合が特定の事業を行うために必要ある時は大会の議を経て別に設ける。
- 3 特別会計より一般会計に資本の繰り入れを必要とするときは大会および中央委員

会の議決を経なければならない。

- 4 会計に関する細則は別に定める。

第39条 (収入)

- 1 組合の会計は組合費、組合員の拠出金及び雑収入を以てこれに充てる。
- 2 前項の規定による財政収入に不足を来したときは大会又は中央委員会の議決によって臨時組合費の徴収、又は資金カンパ等をしてこれに充てることができる。

第40条 (組合費)

- 1 組合費は次のとおり定め、毎月の給与より年12回徴収する。
 - (1) 正社員組合員は、基本給の1.5% (10円未満は切り上げ) とする。
 - (2) パートナー組合員ならびに定時社員組合員は、基本時給×月間労働時間により算出された金額に対して1.5% (10円未満は切り上げ) とする
- 2 次の場合は組合費を免除する。
 - (1) 休職期間中の者

第41条 (組合費の払い戻し)

組合員が納入した組合費は理由のいかんに関わらず一切の払い戻しはしない。

第42条 (会計監査)

会計は毎会計年度ごとに12回全ての財源及び使途、主要なる寄付者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告書を作成し、会計監査を受けるとともに大会の承認を得て委嘱したる職業的に資格ある会計監査人の監査を受け、その正確であるとの証明を付し組合員に公表しなければならない。

第43条 (会計年度)

組合の会計年度は、大会の月より、次の大会の前々月末迄とする。

第9章 賞 罰

第44条 (表彰)

組合員に、組合の発展または事業に多大な功労があった場合、もしくは特に模範となるべき行為があった場合は、大会の議を経て表彰する。表彰の方法はその都度決定する。

第45条 (懲戒)

- 1 組合員が組合機関の決定に違反し、統制を乱し、または甚だしく組合の対面を汚す行為があったときはこれを懲戒することができる。
- 2 組合員を懲戒しようとするときは、大会においてその組合員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 組合で懲戒しようとするときは、この組合の機関において審査すると同時に本人の依頼する弁護士、又は本人の依頼する弁護人のいないときは機関による弁護を行わせなければならない。

4 懲戒の種類は次の通りとする。

(1) 権利の停止、一定期間を限って役員選挙権を停止する。

(2) 除名

第10章 付 則

第46条 (規約変更の手続き)

この規約は大会の議決を経なければ変更することができない。

第47条 (細則の制定)

この規約施行について必要があるときは大会の議を経て、細則を制定することができる。

第48条 (施行期日)

この規約は1982年2月17日より施行する。

- ・一部変更し、2010年3月 4日より施行する。
- ・一部変更し、2011年2月24日より施行する。
- ・一部変更し、2012年2月23日より施行する。
- ・一部変更し、2014年2月20日より施行する。
- ・一部変更し、2015年2月19日より施行する。
- ・一部変更し、2016年2月25日より施行する。
- ・一部変更し、2017年2月23日より施行する。
- ・一部変更し、2018年2月22日より施行する。
- ・一部変更し、2019年2月21日より施行する。
- ・一部変更し、2020年2月13日より施行する。

以上